

令和 2 年
第 10 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 2 年第 1 0 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 2 年 1 1 月 2 5 日（水）午後 3 時

会場 3 0 2 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - (4) 農地法第 4 3 条第 1 項の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画審査・決定について
 - 議案第 3 号 相続税納税猶予に関する適格者証明書について
 - 議案第 4 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和2年第10回立川市農業委員会総会

令和2年11月25日(水)

立川市役所302会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君
次長 奥野 武司 君
係長 原島 邦雄 君
主任 横井 雅司 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、委員の皆さんには御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

私から何点か報告などもあります。

11月20日に立川市農産物品評会が開催されまして、たましんRISURUホールで行いまして、全部で179件の出品物がありました。今回は農業祭は中止で、農産物品評会だけということで、賞のほうも特別賞と優秀賞のみという形で行いました。今年は台風もなかったのも、作物もいい作物がたくさん出品されたと思います。農業委員会からも特別賞として、農業委員会会長賞も1点出させていただきました。

また、皆さんにお配りしております農業者大会についての検討状況についてのメモがあります。こちらについては、全員協議会の後で、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますので、こちらも併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまより令和2年11月、第10回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員に出席をしていただいておりますので、本総会は成立しております。

本日、本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、座らせていただきたいと思ひます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名です。今回は11番の横幕委員、12番の高杉委員にお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、報告事項の(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による届出が4件ございます。(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出が1件です。(4)農

地法第43条第1項の規定による届出が1件でございます。一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、事務局より御報告を申し上げます。

初めに、事務報告、(1)でございます。お手元の資料、縦長のものを御用意ください。

10月28日、先月来の予定でございます。28日(水)から29日(木)にかけてまして農業委員会会長研究集会在京都で開催されまして、鈴木会長に御参加をいただいております。

11月12日(木)、女性農業委員等研修会が新宿で開催されまして、横幕委員に御参加いただいております。この後、全員協議会で横幕委員からも、ぜひ御紹介いただこうと考えています。

11月13日(金)、本総会に向けまして現地調査を実施しております。

11月16日(月)、東京都農業会議の監査会、令和2年度第2回臨時総会が開催されまして、鈴木会長に御出席いただいております。

11月20日(金)でございます。先ほど会長からも御紹介がありましたけれども、たましんRISURUホールにおきまして立川市農産物品評会が開催されまして、179点の出品をいただきました。今回は感染症対策ということで、出品いただいた品を直売することをせずに、農家の皆様の御理解をいただいた上で、市内の飲食店や独り親家庭、福祉施設などに無償提供とさせていただきます。受賞作につきましては、みののーれ立川で展示をしております。

これに関しましては、近郊区の中でも、次々とうこういった農業祭や品評会等を中止にする中、実行委員の委員の皆様をはじめ、何とか開催することができないかと、非常に何度も御検討いただいて、いろいろ工夫を重ねられた結果、何とか立川市では開催の実現を見ることができたというふうに、本当に感謝申し上げます。振興会議の会長であります金子職務代理をはじめ、出品いただいた方、また、JAの方、本当に多くの方

のお力添えで実現することができました。

おかげさまで取材も入っていただきまして、みの一れでも、また多くのお客様がお越しいただいたと聞いていますので、こういう中でも少しでも明るいニュースにつながって、また、農作物もお届けした先で夕食等でお楽しみいただいたことにつながっていたら、うれしいなと思っていますところです。

商店街連合会からは、今回は、たまたまコロナということで飲食店と連携した取組をしたんだけど、ぜひ引き続き、農業者の皆様とパイプを太くしていきたいという御意見もいただいていますので、今後とも何らかの形で、こういった農商の連携を深める取組を続けていけたらと考えています。

続きまして、本日、11月25日（水）、農業委員会総会でございます。終了後に全員協議会を開催させていただきます。

明日以降の予定でございます。

来月になりまして、12月4日（金）、農業経営の法人化と農地の貸借・雇用の活用研究会で、立川市内での開催が予定されております。事務局が参加予定でございます。

12月8日（火）、全員協議会で改めまして御説明をさせていただきますけれども、農地パトロールを実施予定でございます。

12月10日（木）、担い手連絡会議、アグリマネジメントスクール「食と農セミナー」が中野サンプラザで開催予定でございます。会長をはじめ、経営者クラブ役員の方、事務局で参加予定でございます。

12月16日（水）、北多摩西部地区の職員検討会が東大和市ファーマーズセンターで開催が予定されております。事務局が出席予定でございます。

委員会といたしましては、12月15日に、12月の総会に向けました現地調査を行い、25日（金）、本当に年末、年の瀬でございますが、午後3時より第11回の総会、終了後には全員協議会の開催を予定しております。

報告事項の（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、お手元の資料、横長の、農地法に基づく届出に関する報告を申し上げますので、第10回立川市農業委員会総会報告の資料を御用意ください。

報告事項(2)農地法第4条第1項第8号の規定による届出、4件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は栄町3丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地と公衆用道路。面積は合わせまして754㎡。転用の目的は駐車場と公衆用道路でございます。

2件目。農地の所在は西砂町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は726㎡。転用の目的は住宅用地でございます。

3件目。農地の所在は西砂町3丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は畑と雑種地。面積は合わせまして937㎡。転用の目的は住宅用地でございます。

4件目。農地の所在は錦町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は783㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出1件について御報告をいたします。

譲渡人、譲受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は西砂町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は56㎡。転用目的は事業用地でございます。

周辺略図を御覧ください。

続きまして、ページは変わりました、報告事項(4)農地法第43条第1項の規定による届出について御報告をいたします。

この届出ですけれども、農作物栽培高度化施設の設置におきまして、農地をコンクリート等で覆った場合であっても農地として取り扱われるという措置に関わる届出でございます。

高度化施設の基準といたしましては、①農作物の栽培の用に供されるものであること、②1階数で棟高8 m以内、軒高6 m以内であること、③屋根または壁面を透過性のないもので覆う場合、周辺農地の日照に影響を生じさせないものであること、④土砂の流出や雨水の流入など、周辺農地に著しい支障を生じさせないものであることなどと規定をされております。

届出の書類によりまして、施設ではミニトマトの栽培を計画しているということ、1階数であり、棟高5 m、軒高2.7 mと基準以内であること、透過性のある素材で施設が被覆されることなどから、基準を満たすものとして受理をしてございます。報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。

では、私から1点。(4)の農地法第43条第1項の規定による届出がありました。こちらも見せていただきまして、これから建てるわけなんですけど、入り口のところにコンクリートを敷くということでございます。この事例は東京都で2例目らしいです。ほかではなかなかやっていない事例ということでございます。なので、なかなか珍しい事例だということのようでした。ということで、私もこの現地も見てきましたので、問題はないような感じでした。

そのほか御質問はありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を議題にいたします。なお、申請者が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や質疑後に議場にて農業継続などについて意思確認を行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。

次長 それでは、私から農地法第3条の規定による許可申請について御説明いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請は、譲受人を含む複数人で共有の農地について、譲受人が他の持分を取得し、単独所有としたいという内容であります。

農地の取得に当たりましては、農地法第3条第2項に許可することができない場合が列举されております。

1つに、譲受人が農業経営に供すべき取得しようとする農地及び既に所有している農地について、必要な機械の所有状況や従事者の数から見て、効率的に利用して耕作をすると認められない場合。これは全部効率利用要件というものに当たります。

2点目。譲受人またはその世帯員等が農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められない場合。なお、常時従事の判断は年間150日以上であります。こちらは農作業常時従事要件となっております。

3つ目。農業経営面積が当該取得予定の農地を含め、別段の面積基準を定めていないときは、都道府県においては50aに達しない場合。こちらは下限面積要件となっております。

4点目。農地の集団化、農作業の効率化等周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる場合。こちらは地域との調和要件となっております。

以上の要件を全て満たすと認められる場合、農地の取得許可を受けることができるということでございます。

それでは、今回の、この議案第1号について御説明いたします。

今回許可を受けようとする農地は、泉町の4筆。農地の譲渡人及び譲受人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

11月13日、申請者立会いの下、会長、清水茂男委員、清水清史委員、田中委員、横幕委員、事務局で御本人の意思確認等を行いましたので、御報告いたします。

まず、先ほどの許可要件①、全部効率利用要件に照らし合わ

せて、農地について効率的に利用して耕作が可能かどうかの判断ですが、農作業に必要な農業用機械等は既に所有されており、また、稼働人員も世帯員を含めた従事者で現状耕作等がなされておりますので、効率的な耕作が可能と考えられます。

許可要件②、農作業常時従事要件ですが、農作業への常時従事日数については、譲受人は年間300日を超えておりますので、要件を満たしているものと考えます。

許可要件③、下限面積要件ですが、譲受人の経営する農地は220aを超えておりますので、問題ございません。

許可要件④、地域との調和要件ですが、申請に係る農地全体を現状大変きれいに管理されて植木の生産をされていることから、持分取得後におきましても何ら問題が生じることはないものと考えられます。

以上のことから、申請内容は、農地法第3条第2項に規定する許可をすることができないものではないと考えてございます。

議案第1号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号について、調査を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明を清水茂男委員、清水清史委員、田中委員、横幕委員の順でお願いしたいと思います。

では、初めに、清水茂男委員、よろしく願いいたします。

14番 この方は、息子さんと2人のパートさんで植木の生産をしております。この方の畑は国有地と都道立川昭島線に囲まれた農地と、南北道路に分断され飛び地となる畑から成っております。相続時に共有名義になっていたこの畑を共有者全員の持分を申請者に移転するものです。

畑のほうですが、畑にはケヤキ、桜、ヤマボウシなどが植えられており、出荷先は主に材料屋さんに出荷されています。飛び地の畑のほうは、以前は植木が植えられていましたが、歩道と隣接していて危ないということで、現在は何も植えられておりません。

両方の畑もきれいに管理されており、肥培管理は良好で、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、清水清史委員、お願いいたします。

5 番 この方の畑は、皆さんもちよくちよく見られると思いますけれども、常にきれいな植木の畑でして、特に問題があるような点はありませんでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、田中委員、お願いいたします。

1 0 番 この申請者の畑は全部きれいな畑でありまして、立派な植木でありました。特に問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いいたします。

1 1 番 私も月に何回か自転車で前を通るんですけれども、いつも心地よい空間だなと思っておりました。当日見せていただいて、大変広い畑なんですけれども、よく管理されていて問題はないと思いました。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について何か質問、確認事項等がありましたら、お願いしたいと思います。御質問ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、許可を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。それでは、申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人は農地法第3条の第1項の規定による許可申請につい

て十分御理解していると思いますが、申請農地は農地を保全すべき区域、市街化調整区域でもありますので、農業委員会としましては、取得農地を含めた耕作地の肥培管理等へのお考えを確認させていただきたいと思います。本日、その上で御出席をいただきましたので、お願いいたします。

それでは、金子職務代理から質問をお願いしたいと思います。

2 番 本日は大変御苦労さまです。職務代理の金子です。

この3条については、もう本人は、よく知っていると思いますけれども、この件について2点ぐらい質問させていただきますので、それにお答えいただければいいと思います。よろしくお願いします。

農地法第3条の申請の許可に当たっては幾つかの要件があります。経営農地について効率的に利用し、耕作することや、その事業に必要な機械所有状況などです。

そこで、現地立会い時にも確認させていただいたことの再確認をしたいと思います。2点ほどお願いします。

今回、権利を取得する農地を含めた経営農地の肥培管理や、今後の生産物及び作業計画と、農機具の所有状況についてのお考えと、農作業に必要な常時従事者をどのように考えられているか。この2点についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

申請人 今日ではよろしくお願いします。

私としては、先代の代から共有の持分があって、そのことについて、今度、僕の代で、次、息子の代に行くときに、そこら辺の共有分を解消して私のほうの所有分にしたいということで、今回お願いしたわけなんですけれども、現状としては、肥培管理はもう、先代のときからそうなんですけれども、ずっと植木を植えていて、管理自体も、もう何十年と行っていて、これからも作付とかというのは、主に樹種とかはそんなに変わらないんですけれども、現状のままやっていければいいな。そんな感じで思っています。

また、農機具についても、先日、申請書に書いたとおり、ト

ラクター、ユンボ、ペイローダ、その他の車両関係、順次入替えということでやっているんですけども、なかなか、すぐ新規に更新できればいいというわけじゃないんですけども、常に機会があれば新しい物を入れて作業効率を上げていく、そんな感じでやっていきたいなと思っています。

以上です。

2 番 ありがとうございます。

ここにいる皆さん、よく知っています。

本当に畑はきれいだし、今後ともあれを続けていただければいいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

申請人 ありがとうございます。

議長 そのほか委員さんの中で御質問があったらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、ないようなので、私からもちょっとお願いで、一言だけあります。

申請者は、本当にもうきれいに管理されておりますので、今後も肥培管理のほうも、きれいにしていけると考えておりますので、よろしくお願いします。

それと、何ととっても非常に広い畑を耕作しておりますので、体調には十分気をつけて農業を続けていっていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日はありがとうございました。これで終わりたいと思います。

申請人 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、許可することに決めます。

次に、議案第2号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画審査・決定について、2件を議題に呈します。

なお、申請者、代理人が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や質疑後に議場にて事業計画の内容などについて確認を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第2号の1の説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第2号について御説明いたします。

都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の審査・決定についてとなります。

この法律は、都市農地、生産緑地の貸借の制度を整備し、都市農地の有効な活用を図ることを目的として、平成30年に施行されたものです。

事業計画の審査の要件といたしましては、議案第1号で御説明しました全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件、こちらは農地法第3条の許可要件と同じですが、下限面積要件の適用はございません。

本法律における新たな要件としまして、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業を行うことが設けられております。また、借受人が地方公共団体やJA、農地所有適格法人、農業者以外の一般法人などの場合には、地域との役割分担、契約書への解除条項記載などの要件が別途適用されることとなります。

それでは、議案第2号の1について、現地調査を11月13日、申請者立会いの下、会長、高杉委員、小峰委員、横幕委員、事務局で行いましたので、御説明いたします。

本議案は、この法律に基づき生産緑地を貸借しようとする案件としましては、立川市では初の案件となります。

計画の内容は、法人が代表取締役の親族が所有する相続税納税猶予制度の適用を受けている生産緑地に賃貸借権を設定、ハウス栽培にて低カリウム野菜の生産を行うというものでございます。

要件①、全部効率利用要件ですが、当該法人としては農地や

農作業用機械等を所有しておりませんが、代表取締役の家族経営農地におきまして必要な農業用機械等を所有されており、また、農地全体にわたって現状耕作等がなされておりますので、効率的な耕作が可能と考えられます。

要件②、農作業常時従事要件は、法人役員、代表取締役の従事日数が年間300日を超えておりますので、要件を満たしているものと考えます。

要件③、地域との調和要件ですが、農場管理の基準であるJGAP、都GAPを取得されている上、農薬を使用しないことから、地域で何ら問題が生じることはないものと考えられます。

本法律における新たな要件である、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきましては、生産物等のおおむね5割以上を生産地の自治体や隣接自治体で販売する、災害時に一時避難場所として提供するとともに、農作物も提供する旨の協定を自治体と締結するなどの要件のうち、1つを満たす必要があるとされています。

今回の計画では先進的な栽培方法など、都市農業の振興を図るのにふさわしい生産を行うとの要件に該当するとして申請がなされており、具体的には、先進的ハウス及び水耕栽培技術を導入しての低カリウム野菜の生産との内容であることから、要件を満たすものと考えます。

そのほかの要件としまして、地域との役割分担要件、計画どおりに耕作していない場合の契約解除条件につきましても、申請書及び賃貸借契約書に記載されており、要件を満たしているものと考えられます。

以上のことから、申請内容は都市農地貸借円滑化法第4条に規定する事業計画として決定できないものではないと考えてございます。

議案第2号の1についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の1について、確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明を高杉委員、小峰委員、横幕委員の順でお願いしたいと思います。

では、初めに、高杉委員、お願いいたします。

1 2 番 この方は、家族で畑を耕作されて、とてもきれいにやっております。この代表取締役の方なんですけれども、今は食用花を生産してやっております。

それと、貸付人の方ですけれども、もう御高齢なんです、この方も直売をやっており、また、畑には出ていませんが、家族の方が取ってきた野菜などを調整するような仕事をやっており、何ら問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、小峰委員、お願いいたします。

4 番 先ほど高杉委員から話があったとおり、大変熱心にやっている方で、また、地域の住民の方と騒音問題等についても考慮しておりますので、何も問題等はございません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 従来の畑も見せていただきましたけれども、大変きれいな畑でした。無農薬の水耕栽培という新しい農業の形は、多分消費者も歓迎するのではないかと思います。個人的には私は土のトマトのほうが好きですが。

今、小峰委員もおっしゃったように、近隣との騒音ですとか、そういったことはちゃんと配慮されているし、あるいは、環境面にも十分配慮されていて問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

この方は、事務局からも説明がありましたように、立川市として初めての案件でございます。その中で今回申請がされました。

ハウスについては連棟ハウスということでございます。私も何点か聞いたんですが、やはりかなりの大型ハウスになります

と、雨水がどうなるかということが非常に心配だったので、聞いてみましたら、今の大型ハウスというのは雨水ますを全てつけるということで、その辺も問題がないということも言っておりました。

あとは、ほかの委員さんからも説明がありましたように、隣がもうほとんど、みんな住宅なんですね。大型のファンとか、いろいろつける関係で、騒音については大丈夫なのかという話もありましたが、それについても非常に静かなので、その辺についても問題はないということで言っておりましたので、それについても問題はないかと思えます。

ということで、ただいま補足説明がありました件につきまして、何か質問、確認事項がありましたらお願いしたいと思えます。

井上委員、お願いいたします。

1 5 番 ファンのデシベルというか、要するに、どのぐらいの音なのかというのを数字的に分かりますか。

議長 その辺は全然聞いていませんし、どのようなものかというのも……。

1 5 番 何デシベルとかって。騒音の程度はそれで決まるので。

議長 高杉委員、その辺は何か……。

1 2 番 いや、特には、どんなやつというのは、図面とかは見えないので分かりません。申し訳ないです。

議長 ということで、図面等がないので、その辺はどういうことかというのは、ちょっと判断はして……。

1 5 番 聞いてみればいいですね。聞いてみたら……。

議長 今日これから来ますので、できましたら、井上委員から直接ちょっとその辺を聞いていただくといいと思えますので。よろしいでしょうか。

1 5 番 はい。

議長 あと、よろしいでしょうか。また今日お見えになりますので、御本人にまた質問などしていただきたいと思えます。

それでは、そのほか質問がありませんので、質問がないと認

め、申請者に計画内容等の確認を行いたいと思います。申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の決定につきまして、本件が立川市として初めての案件でありますので、計画内容について説明などをお願いしたく、本日出席をお願いいたしました。その上、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

それでは、私から質問など、前回伺ったときも質問させていただいたと思うんですけども、改めまして質問させていただきますので、よろしいでしょうか。

この法律は、生産緑地の貸借制度を整備し、都市農地の有効な活用を図ることを目的として平成30年に施行されたものでございます。

本法律について、申請人が提出する事業計画を農業委員会が審査・決定することにより、貸借が成立する制度となっております。

この事業計画は、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の用に供していることが要件となっております。

申請人におきましては、先進的な栽培方法など都市農業の振興を図るのにふさわしい生産を行うという計画を掲げ、申請をいただきました。

具体的には、先進的なハウス及び水耕栽培技術を導入しての低カリウム野菜生産という事業内容を掲げていただいております。

ここでお聞きいたします。

当該事業内容の詳細について御説明をお願いいたします。

申請人 事業内容としては、300坪のハウスを建て、その中で水耕栽培で低カリウム野菜を生産し、販売するという方向で進んでいて……。事業内容……。どこまでしゃべればいいですか。

議長 いや、いいですよ。その辺でもう結構です。ありがとうございます

ございました。

あと、もう1点よろしいですか。

続きまして、当事業計画の確認については、貸付人の責務についても掲げなくてはいけないんですね。具体的には、借受人の年間従事日数の1割程度を貸付人が従事する必要があります。これは将来、相続等が発生した際に、主たる従事者の証明の発行を担保とするため、貸付人の一定程度の関与についてあらかじめ計画しておくものでございます。

ここでお聞きします。

貸付人の従事作業等の関与の仕方についてお聞かせをお願いします。

申請人 貸付人は、おばあちゃんなんですけれども、現状も同じように畑で農作業をしているので、おばあちゃんは役員としてしているので、同じように低カリウムでもうやっています。そもそも低カリウム野菜のほうが、作業内容としてはほとんど同じことの繰り返しというか、単純ではないんですけれども、切り取っていったり、袋詰めしてという作業が、どちらかというところ、今、福祉と連携をしたりとか、障害者もそうなんですけれども、シルバーでもできるような内容を進めているので、おばあちゃんも同じように1か月以上、年間でちゃんと従事できるように進めています。

議長 ありがとうございます。

借受人の年間の従事日数の1割は貸付人が従事しなくちゃいけないという決まりですね。今のだと。なので、今言った従事日数もクリアされておりますので、問題はないかと思えます。

ということで、質問は以上になります。ありがとうございます。

それでは、あと、ほかの委員さんから質問をお願いしたいと思えます。

では、井上委員、お願いします。

15番 質問は、何かファンをつける……。ファンを……。換気扇ですか。つけられているということなので、私のところも同じ

ようなところなんですけれども、騒音の問題というのが農作業に出てきて、ファンというのは割と、室内の温度を調整するために使うので、いろんなときに回ると思うんですけれども、そのときの音は、ファンの何デシベルぐらいが最高の……。

申請人 何デシベル……。

15番 一応基準が、住宅地だと30とか40とかと決まっていると思うんですよね。だから、何かデシベル的なものが分かるとありがたいなと思ったんですけれども。

申請人 今、把握はしていないので、ちょっとしっかりは言えないんですけれども、環境基準というか、それを満たしている正規の商品を使うので、そこは問題ないと思います。

15番 何か分かれば教えてもらいたいなと思ったんですけれども。

申請人 あと、その環境、周りもそうなんですけれども、現状、今、温風機とかを入れていまして、近所の方々にも最初にお話をして、あとプラス、電照もしているんです。青だったり赤の。それも一応、近所の方には説明をして承諾を受けているので、クレームなどはここ10年、一切そういうものを始めて、暖房機も2台、加温で冬、動かしているんですけれども、そこに関しては一切言われたこともなく、一応大丈夫なようにはしております。

議長 よろしいでしょうか。

15番 はい。

議長 そのほかに御質問ありますでしょうか。よろしいですか。いいですか。ありますか。

2番 申請者の農業経営は、私も大分知っていますけれども、貸付人もまだ元気でやっているし、これは1つ、従業員として1名となっていますけれども、もう1名2名いますよね。親がいますよね。

申請人 親は……。はい、います。

2番 そこも含めてやれば十分、従業員人数というか、作業人数は足りると思うので。

本当に初めてのことで、自分たちもよく分からない。見せて

もらっても多分分からないかなと思うんだけど、頑張ってやっていたきたいなと思いますので。質問じゃないです。お願いします。

申請人 ありがとうございます。

議長 あと、ほかの委員さんで……。初めてですからね。なかなか大変かと思います。

質問よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようなので、本日は本当にありがとうございました。新しい試みでありますので、ぜひ成功させていきたいと期待しております。

本当に本日はありがとうございました。

申請人 ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第2号の1、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画審査・決定について、要件を満たしているとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、決定することいたします。

続きまして、議案第2号の2の説明を事務局よりお願いしたいと思います。

次長 続いて、議案第2号の2について御説明いたします。

11月13日、申請者代理人立会いの下、会長、清水茂男委員、清水清史委員、田中委員、横幕委員、事務局で行いましたので、御説明いたします。

計画の内容は、法人が代表取締役の親族が所有する相続税納税猶予制度の適用を受けている生産緑地に使用貸借権を設定、ハウス栽培にてミニトマトの生産を行うというものでございます。

要件①、全部効率利用要件ですが、当該法人所有地、借入地において現状農業経営を行っており、売上高を伸ばしております。

す。また、農作業用機械等も所有しており、農地全体にわたって効率的な耕作が可能と考えられます。

要件②、農作業常時従事要件は、代表取締役の従事日数が年間300日を超えておりますので、要件を満たしているものと考えます。

要件③、地域との調和要件ですが、敷地面積の大部分がハウス内となり、屋外での生産とはならないこと、残渣や除草を適切に行うとのことから、要件は満たすと考えられます。

都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきまして、本計画では、先進的な栽培方法など都市農業の振興を図るのにふさわしい生産を行うとの要件に該当するとして申請がなされており、具体的には、東京みどり農業協同組合が生産を推奨するブランドのミニトマトの生産であることから、要件を満たすものと考えております。

なお、申請法人は、農地を所有することもできる農地所有適格法人であることから、以上の要件を満たせば事が足り、解除条件付き契約などの要件の適用はございません。

このことから、都市農地貸借円滑化法第4条に規定する事業計画として決定できないものではないと考えてございます。

議案第2号の2についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第2号の2について、確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。補足説明を田中委員、清水茂男委員、清水清史委員、横幕委員の順でお願いいたします。

それでは、初めに、田中委員、お願いいたします。

10番 この畑は、30aの畑におきまして4連棟のビニールハウスを造りまして、ミニトマトを栽培する予定と聞きました。

現状、西側のほうは住宅地になっておりまして、北側のほうが玉川上水、東側のほうが農地となっております、近隣のほうに迷惑がかからないような施設となっていると思っております。

以上であります。

議長 ありがとうございます。

続きまして、清水茂男委員、お願いします。

1 4 番 この方は、都市農地貸借円滑化法により、使用貸借期間 30 年で農地を使用貸借し、この畑にビニールハウスを 4 棟建て、養液栽培でミニトマトの栽培を行うものです。ビニールハウスは隣接する民家及び隣接する畑とは 3 m の間隔を空け、また、ビニールハウスの入り口付近はコンクリートで舗装することになっています。

養液栽培に使用する水は既設の井戸の水を使用し、使用した井戸水の排水に関しては浸透ますを設置することになっています。ミニトマトの管理作業に関しては、現在使用しているパートの従業員を増員し作業に当たらせ、生産されたミニトマトの出荷先は市場、直売所の予定となっております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、清水清史委員、お願いいたします。

5 番 この方は、現状は何もないんですけれども、その前は果樹をやられておりました、特に、風よけネットが前はあったんですけれども、そういうのもあって、特に近隣からの苦情はないと思います。大きなハウスが西砂のほうで 1 棟ありまして、それがあるので、多分実績的にはあると思いますので、問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 皆さんおっしゃったように、環境の問題ですとか、近隣との日照権の問題、騒音の問題も全てクリアしているということで、法律上は何の問題もないと思います。

議長 ありがとうございます。

私からも 1 点、報告をしたいと思います。

このハウスのところには、先ほど入り口のところにコンクリ

一ト張りのハウスということで、先ほど届出がありました。そのほかに入り口のところに駐車スペースを置くということでございます。そこは砂利を敷くそうなんです。本来、砂利は農地は敷いてはいけないというのは、もう皆さん御存じのようなので、それを確認しましたら、防草シートを敷いて、その上に石を敷くということだそうです。ということは、農地は、防草シートを敷いて砂利を敷けばいつでも撤去できる、そういう状態なので、それについては問題がないと思われます。

ということで、今後、もしそういうところで調査とか、見に行った場合、何で、敷いてあるんじゃないかと思われる可能性もありますので、防草シートを敷いて砂利を敷くという形でやるということでございます。

また今後、またでき上がったら見に行きたいと思っております。

ただいま説明がありました件について、何か御質問、確認事項がありましたら、お願いしたいと思います。

2 番 ちよっと事務局に質問なんですけれども、自分たちがずっとやってきたときに、今、ハウスの周りや入り口のコンクリートと、そのハウスに入るまでの作業の区間では、コンクリートを敷いていいという規定になっていると、農業会議で昔聞いたんですけれども、作業スペースまでの間だったらいいという。今、砂利の話が出たので、コンクリを打つところは可能だと東京都農業会議のほうで聞いたことがあるんですけれども、その規定は今どうなっているんですか。まだこっちには来ていないんですかね。

だから、すごいメーターじゃなくて、道路を汚さないための作業場までのコンクリはオーケーで、ハウスに入るまでの作業のコンクリはオーケーと規定で聞いていたんですけども、それはどうなんですかね。今どうなっているの。

主任 その規定なんですけど、平成14年に農林水産省が出しました規定なんですけれども、農地において最低限維持するのに必要なコンクリート部分というのは、ある程度必要だという。今、

金子委員がおっしゃっていただいた部分は生きております。

ですけれども、その辺の、きちんとした規定の、こうであるといった整理のほうが完全になされてはいないので、個別に、例えば余りにも広過ぎる面積であるとか、そういったものは、やはり認めることができないのかなと思うんですけれども、僅少であったりとか、最低限のものであるのであれば、許容される範囲ではないかと思われまます。

2 番 そうなんです。聞いたときには、作業場まで行くまでの、すごい近隣……。

だから、それを聞いているんですけれども、砂利は駄目だという、そのときの要件もあったんですよ。どんな状態であっても、下に何を敷こうと砂利を入れることは駄目だよと。コンクリートのほうでないと駄目だと言われたんですけれども、メーター的な解釈はなくて、あくまで近隣の作業、搬出の車を置く場所と、車から泥を持ってこない、作業に準じる場所のメーターはコンクリを打ってもいいと。要は、そういうふうに聞いているので、メーターは分からないですよ。そこまでのハウスの距離があって、どのぐらいなのか。作業車両1台分の泥を持ってこないとダメなコンクリだったらいんじゃないかなとは、自分は思っているんですけれども。聞いたところによると。砂利は駄目だと聞いていましたけれども。そこですよ。規定があるか、ないか。

議長 では、いいですか。

主任 砂利敷きに関しては、明確に難しいところなんですけれども、コンクリートに関しましては、道路から農地のほうに入るとか、そういったところで、ある程度展開できる部分とか、そういったところは許容される場所ではあるんですけれども、おっしゃっていただいたように、明確に何mであるとか、そういったところはございません。

例えば、道路から入る際に周辺に泥が出てしまうというのは、そういったところを防ぐ上で、ある程度そういったところで、全体で判断して農地を侵害してしまうような面積に至っていない

いのであれば、そちらはよろしいのかと思われるんですけども、個別的な案件になりますので、その際は事例として持ち帰って、場合によっては皆さんに御協議いただく場面が生じる可能性はあるかと思えます。

以上です。

2番
議長 分かりました。いいです。大丈夫です。
ありがとうございました。

この後、申請人の代理人の方がいらっしゃいますので、代理人の方に、その辺についても質問などをしていただければいいかなと思っております。

そのほかは、何か高杉委員から質問があるそうです。

12番
議長 別紙にこの方の計画しているハウスが載っているんですけども、これはパイプではなくて鉄骨ハウスだと思われるんですが、建築指導課はどうされたんですかね。

この件については委員の皆さんは分からないので、実際は、本人にちょっと確認を取ってみたいかがでしょうか。それか、今日、農業振興係の事務局の方も見えていますので、その辺が分かれば、ちょっとお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

次長 では、御本人に確認していただくのがよろしいかと思えますが、実は、このハウスに関しては今年度の東京都の活性化事業の補助金の対象案件になっていまして、建築指導課と調整して、当然、法律に基づいて適格に建てられるものであることは確認しておりますので、若干、事務局から補足があれば。

主任 農業振興係の大沢と申します。

今回のお話にあったハウスに関しましては、今、次長がお話ししましたとおり、都市計画課になるんですけども、都市計画課の生産緑地の担当をしている者と一緒に協議をさせていただきまして、こちらは四角というか、角ばったような形のように見受けられるかと思えますけれども、こちらは、四角の形状をしたパイプのハウスという形で聞いておりまして、部材等も都市計画部門の者に見ていただきながら、この仕様であれば問

題ないよねというふうに、あらかじめ許可を得て進めているものでございます。

補足説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

そうしたら、あとは直接、申請人代理人の方が見えますので、質問をしていただけたらと思っておりますので。それでよろしいでしょうか。いいですか。

1 2 番 私も実は鉄骨で造りたかったんですよ。こういうものを造りたいということで都市計画課に持っていったんだけど、もう鉄骨であるから駄目よ、基礎があるから駄目よという話だったんですけども、それが申請する人によって、片方でよくて、片方で駄目とかというのだと、何かよくないんじゃないのかなと思って、それで質問させていただきました。

ちなみに、議案第2号の番号1番の方も、実は当初、鉄骨で造りたかったようなんですけども、建築指導課のほうで駄目ということで、仕方なくパイプで申請したという経緯があるものですから、その辺の都市計画課のほうの見解を、人によって変わるのではなくて統一見解にしてもらえればなと思って質問させていただきました。

次長 今日、全員協議会で都市計画課の人間が来ますので、この案件に関しては、この後、代理人の方に内容を聞いていただいて、その上で、都市計画課の考え方というか、見解につきましては、後ほどまた、その場で確認いただければと思います。

1 2 番 分かりました。

次長 よろしく願いいたします。

議長 そのほか質問ありますか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、代理人に計画内容等の確認を行いたいと思います。代理人を呼んでください。

〔代理人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中、ありがとうございます。

都市農地貸借円滑化法の規定に、事業計画の決定につきまし

て、計画内容などについて御説明などお願いしたいと思っております。それで本日出席をお願いいたしましたので、御協力のほどお願いしたいと思っております。

それでは、私のほうから質問させていただきたいと思っております。先日も質問もさせていただきましたけれども、改めて質問させていただきます。

この法律は、生産緑地の貸借制度を整備し、都市農地の有効な活用を図ることを目的として平成30年度に施行されたものです。本法律において申請人が提出する事業計画を、農業委員会が審査・決定することにより、貸借が成立する制度となっております。この事業計画は、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の用に供していることが要件となっております。

申請人におきましては、先進的な栽培方法など都市農業の振興を図るのにふさわしい生産を行うという計画を掲げ、申請をいただきました。

具体的には、東京みどり農業協同組合が生産を推奨するブランドのミニトマトの生産という事業内容を掲げていただいております。

ここでお聞きいたします。

当該事業内容の詳細について御説明をお願いいたします。

代理人 今日はお世話かけます。

事業内容といいましても、実質的には農地にハウスを建てて、それが要するに養液栽培によるミニトマトということで、今現在、調整区域の西砂のほうにやっております。その規模拡大という意味合いで今回お願いをしているわけですがけれども、世の中の傾向として、やっぱり規模拡大をしていくという1つの流れの中に、ある一定枠の量を作らないと、市場的なブランド化並びに地域の皆さんにも認知をしていただくための方法としては、なかなか難しいということで、より一層生産をしていこうという形で、今回、約4,000㎡弱のところから3,000㎡掛けるビニールハウスを建てて、そこで養液栽培のミニトマ

トをより一層生産していくということで今回お願いをして、都市計画課のほうにもお願いをして、都市計画課からは受理をされており、許可されております。

今回、農業委員会のほうで提出してある資料に基づいてお願いをするわけですがけれども、ほかに何か皆さんで話があるようでしたら、お聞きいただければ、私が答えられる範囲内で話をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。あと、もう1点ありますので。

続きまして、当事業計画の認定につきましては、貸付人の責務についても掲げなくてははいけません。具体的に、借受人の年間の従事日数の1割程度を貸付人が従事することが必要でございます。これは将来、相続等が発生した際に、主たる従事者の証明の発行を担保とするため、貸付人の一定程度の関与について、あらかじめ計画をしておくものでございます。

ここでお聞きします。貸付人の従事作業等の関与についての仕方について、お聞かせをお願いしたいと思います。

代理人 私が主にやるわけではありませんけれども、補助的な流れの中で総体を見ながら、1割といたしますけれども、現実的にはかなりの日数、それなりにやらなければならないと認識はしております。ほかの作業もありますし、ほかの農業もありますし、それだけをやるわけにはいきませんが、かなりのところは手伝うという形も、場合によれば主戦投手になることもあろうかと思っておりますけれども、そんなところを含めて作業をしていくということです。

議長 ありがとうございます。

それでは、私からの質問は以上になります。

そのほかに委員さんの中で質問がある方はお願いしたいと思います。

12番 ハウスのことです。ちょっとお聞きしたいんですが、パイプハウスとおっしゃいましたけれども、上の屋根部分というんですか。これは鉄骨ではないのですか。

代理人 基本的には全てパイプです。

1 2 番 ちなみに何mmぐらいのパイプを使われるんですか、これは。

代理人 細かいことは、ちょっと分かりませんが、多分40は出ているんじゃないかと思いますよ。

議長 よろしいですか。

1 2 番 はい。

2 番 では、1つ。質問ではないんですけども、先ほどちょっとこの会議で話が出まして、貸借に関しては、譲るわけではないので、一緒にやるということで全然問題はないと思うんですが、今も質問がありましたけれども、パイプに関しても言いませんけれども、ちょっと出たのが、コンクリを一部敷くという。入り口のコンクリ。それとあと、車両を置くところが砂利という話があったんですけども、先ほど事務局には聞いたんですけども、国の関係で、平成14年に、作業するところの最低利用するところまではコンクリを打ってもいいとは聞いているので、もし可能でしたら砂利よりもコンクリのほうがいいのかなど。

そうすると、その打つ場合に面積というものを、ちゃんとそれをまた、都市計画課ではないですけども、許可を取っていただいて、そのほうが環境、道路を汚さないのかなと思うので、ここはちょっと質問ではないんですよ。そのほうがいいのではないかなということで、その考えはあるのかなと思ひまして。できれば。

代理人 できれば、補助をいただければコンクリにしたいと思ひます。しかしながら、現状では砂利。防草シートを敷いて、その上に砂利を置くということで、将来的については、多分そう簡単にはなかなかやらないんじゃないかと思ひますけれども、周りの環境に対応して、やらざるを得なくなればやるのであらうと思ひますけれども、できればコンクリは極力やらないほうがいい。というのは、自然に雨の水が、単純にそこへ降ったものはしみていくというのが大原則だろうと思ひますから。それじゃなくても、ビニールの屋根がある以上は、その部分は

吸込槽なりなんなりに全部入っていっちゃうので、結果として地球に戻るのかもしれませんが、できる限り打たないほうがいだろうという考え方と、予算の都合上です。

議長 ありがとうございます。
その他ありますか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 委員さんから質問がないので、これで質問は全て終わりましたので、本日はありがとうございます。くれぐれも体調には気をつけて従事していただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。今日はありがとうございます。

代理人 どうもありがとうございます。

〔代理人 退席〕

議長 それでは、議案第2号の2、都市農地の貸借円滑化に関する法律の規定による事業計画について、要件を満たしているとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、決定することいたします。

次に、議案第3号、相続税納税猶予に関する適格者証明書について、2件を議題にいたします。なお、申請者が別室にて待機しております。事務局の報告や質疑後に議場にて意思確認を行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議案第3号の1の説明をお願いいたします。

次長 それでは、農地等の相続税納税猶予に関する適格者証明について御説明いたします。

現地調査を11月13日、申請者立会いの下、会長、小峰委員、高杉委員、島田加美委員、内野委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

議案第3号の1。農地等相続人の住所・氏名については、記載のとおりでございます。

特例適用申請農地は若葉町3丁目の2筆になります。略図1

を御覧ください。略図1は、立川第九中学校の南西、五日市街道に接した農地で、ツツジやナンテンなどの植木が植え付けられておりました。境界もしっかり確認でき、肥培管理も良好でした。

議案第3号の1についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第3号の1についての確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明を小峰委員、高杉委員、横幕委員の順でお願いしたいと思います。

それでは、小峰委員、お願いいたします。

4番 先ほど事務局より話のあったとおり、境界の確認と、サツキ、ツゲが植えられておりました。あと、少しなんですけれども、杉のほうに枯れ枝がありましたので、それを片づけるように指導しておきました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

引き続きまして、高杉委員、お願いします。

12番 境界石もしっかり入っていましたし、植木もきれいに植わっていて、特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 測量済みということでしたので、大変簡単というか、確認ができました。以前、現地調査をしたときに大木の根が幾つかあったんですけれども、あれが腐るまで待つというのは大変だという話でしたけれども、今回行ったときにはきれいに撤去されておりました。

議長 ありがとうございます。

この方は数年前に宅地から農地登録をしまして、それで農地にした場所でございます。そのときに、かなり太いケヤキがありまして、ケヤキのほうも全部切って、根まで取るとブロックが倒れてしまうということで、かなり今すごい機械があつて、

大木を削り取っちゃう、そういう機械で削ったんですね。大木を。それで今回行ってみたら、もうほとんどない状態で。

あと、早く腐らせるためにドリルで穴を空けて、こういうふうに切ってありまして、それはもう腐っている状態でございまして、本当にこれで大丈夫かななんて、ちょっと心配したところだったんですけれども、そういうことで、きれいに植木が植え付けられ、境界のほうも全て測量図面に基づいて全部確認をさせていただきましたので、問題はないかと思えます。

それでは、ただいま説明がありました件について何か質問、確認事項がありましたらお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思えます。申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は出席していただきまして、ありがとうございます。

申請人には相続税猶予制度について十分御理解しているかと思えますが、農業委員会総会において、その意思を改めて確認させていただきますので、御協力をお願いしたいと思えます。

農業委員会としては、相続税納税猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持できなくなり、立川農業の発展はおろか、農地を存続させることすらできなくなってしまうと考えております。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思えます。

それでは、最初に農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。

まず初めに、鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 よろしくお願ひいたします。

本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続

していく上で、なくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、確認させていただきます。

1つ目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2つ目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 まず1点目。今後、長い間、自分の健康状態が続く限り農業はしていきたいというふうに強く思っております。

2つ目。私のところには男の子が3人おりまして、今のところ、長男が後に続くというか、農業をしてもいいという気持ちの確認はしておりますので、その点は大丈夫かと。現在ですと父と私と妻と3人でやっておりますので、大丈夫ではないかなというふうには考えております。

17番 ありがとうございます。ほかにも農地があると思われまので、あと、農園もやられていますので、御苦労があるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長 それでは、続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

3番 よろしく願います。

本日はお忙しい中、お越しいただき、ありがとうございます。では、先ほどの質問と重複するような部分もございますが、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。

各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、注意してください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくのかを、お考えをお聞かせください。

申請人 お答えします。

特例農地については今のところ全く考えてはおりません。自分たちの家族内での耕作を目指してやっていこうというふうに思っておりますので。

答えになっていますかね。家族内でやっていくという方向で今のところは考えております。

3番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。また、体にも十分注意し、続けてください。ありがとうございました。

議長 ほかの委員さんで御質問などありましたらお願いしたいと思えます。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認めて、私から申請者の方をお願いをさせていただきたいと思えます。

ただいま両部会長からのいろいろな質問に答えていただきましたけれども、相続税猶予制度というものは国のほうの制度でございます。そして、3年に1回、税務署から3枚の用紙が来て、その報告をします。その前に農業委員会で現地確認をし、肥培管理などを見て、その後、総会で証明書を発行いたしまして、その証明書を報告書と共に税務署に出すこととなりますので、3年に1回は必ず調査に伺いますので、そのときにはまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいま両部会長から質問がありましたことが、こちらの封筒に書いてありますので、お帰りになりましたら家族の方に見ていただいて、相続税猶予制度というものがこういうものだということが書いてありますので、御確認をしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今日はありがとうございました。これで終わりたいと思ひます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第3号の1、相続税納税猶予に関する適格者証明書について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、議案第3号の2の説明を事務局よりお願いいたします。

次長 議案第3号の2。農地等相続人の住所・氏名については、記載のとおりでございます。

特例適用申請農地は上砂町4丁目の3筆、5丁目の3筆になります。略図2-1を御覧ください。略図2-1は、自宅を挟んで南北に位置する農地で、自家消費用野菜の作付のほか、ハナミズキをはじめとする数種の植木が植え付けられておりました。なお、①と②の農地の間は、公図上、青道とされている水路の跡でございます。

略図 2-2 を御覧ください。略図 2-2 は、武蔵砂川駅の北西に位置する農地で、ヤマボウシ、ハナミズキ、モミジなどの多品種の植木が植え付けられておりました。肥培管理は良好でした。

議案第 3 号の 2 についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第 3 号の 2 について、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を島田加美委員、内野委員、横幕委員の順でお願いいたします。

では、島田加美委員、よろしくをお願いいたします。

1 6 番 この方のところは、植木の生産ということで、たくさん種類の植木を生産しております。また、境界石に関しましては、ほぼ分かっているんですが、埋まっているようなところも、ちょっとありましたので、そこら辺は、またはっきりしておくということでした。

あと、剪定枝が少々積んであるところがありましたので、これは片づければよいということでおきました。

管理についても、本当にきれいになっておりますので、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、内野委員、お願いします。

8 番 この方なんですけれども、境界石も大体確認できましたし、肥培管理も良好なので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

横幕委員、お願いします。

1 1 番 今、島田委員がおっしゃった、剪定枝が少し散らかっていたのは、片づけの指導があったところですよ。特にほかには問題ないと思いました。

議長 ありがとうございます。

この方は非常に広大な農地を所有されている方で、熱心に植

木生産をされている方でございます。なので、非常にきれいにされ、ただ、何か所かに枝がまだ、このまま放置されているところがありましたけれども、そちらのほうも早急に片づけていただけるといふことでございますので。あと、もう全て、境界石のほうも確認をできましたので、何の問題もないかと思われまます。

ということで、以上になります。

それでは、ただいま説明がありました件につきまして何か質問、確認事項がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長　それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思っておりますので、申請人を呼んでください。

〔申請人　着席〕

議長　本日はお越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人には相続税の猶予制度について十分御理解していただけると思いますが、農業委員会総会において、意思を改めて確認させていただきまますので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としては、相続税納税猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持できなくなり、立川農業の発展はおろか、農地の存続さえできなくなってしまいます。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。

最初に農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問いたします。

それでは、鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番　よろしくお尋ねいたします。

大変お疲れのところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地

は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、確認させていただきます。

1つ目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2つ目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答え願います。

申請人 私は植木屋なので、そのつもりでいます。

あと、後継者なんですけれども、うちは女ばかりなので、あれなんですけれども、みんな、私ができなくなっても畑をやっていると言っていますので。はい。

17番 大変広大な農地をお持ちですので、御健康のほうには御留意願いたいと思います。本日はありがとうございました。

申請人 ありがとうございました。

議長 それでは、続きまして、粕谷土地利用部会長、よろしくお願いいたします。

3番 よろしくお願ひします。

お忙しい中お越しいただき、ありがとうございます。

では、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定

の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対で貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、注意してください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくかを、お考えをお聞かせください。

申請人 私は自分でやるつもりでいます。

それと、あと、できなくなったら、子供とか弟なんかに手伝わってもらって継続しようと思っております。

3番 ありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。

3番 納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするだけでなく、農業経営の安定、継続を図ることを目的として猶予されるわけです。ただいま申請農地の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくをお願いします。

申請人 よろしくをお願いします。

3番 体には十分気をつけて頑張ってください。

申請人 ありがとうございます。

3番 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで御質問などありましたらお願いしたいと思っております。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、私から申請人の方にお願いがございます。

ただいま両部会長からいろいろ質問していただきました。また、それに対してお答えしていただきましたが、相続税猶予制度というものは国の制度でございます。3年に1回、税務署から用紙が届いて報告することになっております。その前に農業委員会が3年に1回、現地調査に伺いますので、そのときに肥

培管理状況、また、石の確認等をさせていただきますので、その確認が終わった後、総会で皆さんに諮って、証明書を発行することを皆さんに採決していただいて、それで証明書を発行いたします。なので、3年に1回はありますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、ただいま両部会長が質問した内容が、こちらの封筒に書いてありますので、お帰りになりましたら御家族で、相続税猶予制度というものがどういうものかということ、皆さんで御理解していただきますよう、お願いしたいと思います。

それでは、今日は本当にありがとうございました。

申請人 どうもありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 議案第3号の2、相続税納税猶予に関する適格者証明書について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、5件を議題に呈します。

なお、5件のうち、農業委員会委員の御本人が申請人となっておられる案件があります。委員会会議規則により、本人や親族に関する事項の審議には参加できませんので、関係する案件の際には一旦御退出いただきます。

なお、その案件につきましては別途審議を行いますので、ほかの案件の審議には参加いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員、退出をお願いします。

〔委員 退出〕

議長 それでは、事務局より説明をお願いいたします。

次長 現地調査を11月13日、申請者、申請者代理人、会長、金子委員、清水茂男委員、島田加美委員、嶋田貞芳委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

議案第4号の1、特例農地は砂川町7丁目の1筆となります。

略図1を御覧ください。略図1は、砂川公園、西武線北通り
の間に位置する農地で、ブロッコリーの収穫が終わり、サトイ
モ、ハクサイなどが作付されておりました。キャベツも作付さ
れていましたが、芯食いの被害に遭われたとのことで、処分せ
ざるを得なくなってしまうものが多く見られました。肥培管
理は大変良好でした。

議案第4号の1についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、現地の調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

1番の補足説明を清水茂男委員、横幕委員の順でお願いしたいと思っております。

それでは、清水茂男委員、お願いいたします。

14番 この方の畑は、北側と西側が公園に面しておりました。畑にはキャベツ、ハクサイ、サトイモが作付されておりました。野菜等は、みの一れ等へ出荷しているということで、肥培管理は良好で、問題ないと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いいたします。

11番 特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明がありました件について、何か質問がありましたらお願いしたいと思います。ないですね。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第4号の1、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

議長 それでは、2番からの説明を事務局より、よろしくお願ひしたいと思います。

次長 それでは、議案第4号につきまして引き続き御報告いたします。

農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

議案第4号の2、特例農地は若葉町2丁目の1筆となります。略図2を御覧ください。略図2は、国分寺市との市境に近く、五日市街道と高木街道の間、ほぼ中央に位置する農地で、サトイモ、ダイコン、カブ、ハクサイなどが作付されており、肥培管理は大変良好でした。生産物は庭先販売とのことでございます。

続いて、議案第4号の3、特例農地は幸町2丁目の3筆となります。

略図3を御覧ください。略図3は、自宅の南側に位置する農地で、ヤマボウシ、カエデをはじめ、多品種の植木が植え付けられておりました。境界も確認でき、肥培管理も良好でした。

続いて、議案第4号の4、特例農地は上砂町3丁目の2筆となります。

略図4を御覧ください。略図4は、立川第五中学校の東、国営公園北通りから少し北側に入ったところに位置する農地で、サトイモ、ハクサイ、ネギなど自家消費野菜のほか、数種の植木が植え付けられておりました。一部、境界石が不明確な箇所がありましたので、明確にさせていただくよう依頼してございます。

続いて、議案第4号の5、特例農地は一番町3丁目の2筆となります。

略図5を御覧ください。略図5は五日市街道から少し北側に

入ったところに位置する農地で、ブルーベリー、ダイコンなどが植え付けられており、肥培管理は良好でした。生産物は自家消費とのことでございます。

議案第4号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

調査を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思えます。番号2を会長、横幕委員、番号3、金子委員、横幕委員、番号4、島田加美委員、横幕委員、番号5、嶋田貞芳委員、横幕委員の順でお願いしたいと思います。

では、初めに、2番を横幕委員、よろしくお願ひしたいと思います。

1 1 番 周辺がきれいな住宅地ですので、大変畑もきれいに管理されておりました。問題はないと思えます。

議長 ありがとうございます。

この方は住まいが国分寺の方でございます。今年の7月まで国分寺の農業委員もされていた方で、非常に管理もきれいにしておいて、もう何の問題もない農地でございます。

以上です。

続きまして、番号3を金子委員、よろしくお願ひします。

2 番 この方は植木を生産している方で、昨年までは大きなところへ勤めていて、今、そこを退職しまして、自分のところをきれいに管理しています。

境界石もちゃんとしていて、一部ちょっと、大きい木の根っこがありましたけれども、それも確認はできました。ただ、10月に手術しまして、今は足を引きずりながらリハビリを頑張っている状態で、これが終わったら、また管理してくれると思えます。

以上です。

議長 続きまして、横幕委員、お願ひします。

1 1 番 特にありません。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4を島田加美委員、お願ひします。

1 6 番 この方のところは、境界のほうは、本当にひとつ分からないということで、これも見つけていただくようにということで、生産物は先ほど事務局で言いましたように、自家消費野菜と植木の生産ということでされています。肥培管理も良好でした。以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
番号5ですね。嶋田貞芳委員、お願いします。

6 番 この方は、略図を見てもらうと分かるんですけども、南側の敷地、5宅地あるんですけども、ここにもともとお住まいになっていた方なんですけれども、ここから今、引っ越されて、畑のほうは毎日通いながら管理をされている方です。肥培管理も非常に良好で、境界石も全て確認できました。生産物については、ほぼ自己消費ということでした。ということで、特に問題はないと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 200坪ほどの小さな農地ですけれども、大変きれいに管理されていました。御本人が今、マンション住まいなので、農機具を置いておく場所もないと、ちょっとこぼされておりましたけれども、そういう御苦労もあるのかなと思いました。

議長 ありがとうございます。
ただいま説明がありました件について、何か質問等がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。
議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、次に、その他で何か事務局でありますか。

局長 大丈夫です。

議長 ないですか。

次長 はい。

議長 それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了させていただきます。

次回の農業委員会総会は12月25日金曜日、午後3時から302会議室で開催されますので、皆様の御出席をお願いしたいと思います。

本日は長時間になりましたが、慎重審議をしていただき、ありがとうございます。

午後4時55分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員